

2018年7月13日

お客様 各位

コミュニティワン株式会社  
代表取締役社長 後藤 泰弘

### 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は国土交通省関東地方整備局より、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第81条第1号に基づき、下記のとおり監督処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

弊社は、今回の監督処分を真摯に受け止め、既に再発防止に向けた社員教育及び業務フローの見直しを実施しておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け全社一丸となって取り組んでまいります。

お客様には大変なご迷惑お掛けいたしましたこととお詫び申し上げますとともに、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 記

1. 処分年月日

2018年7月13日

2. 処分内容

『指示処分』

3. 処分理由

管理事務を受託している管理組合(3件)において、管理組合財産を、元従業員が不正に着服し、管理組合に損害を与えたこと

以上

#### 【本件に関するお問合せ先】

コミュニティワン株式会社 マンション企画部 事業企画課 03-5435-6315

(受付時間 10:00~17:00 水曜日・日曜日・祝日を除く)